

誤	正
（定義） 第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間¹として、現場閉所²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。 2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2） 3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。 なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の） 1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く ・準備期間 ・後片付け期間 ・夏季休暇（3日間） ・年末年始休暇（6日間） ・工場製作のみの期間 ・工事事務等による不稼働期間 ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間	（定義） 第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間¹として、現場閉所²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。 2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2） 3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。 なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の） 1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く ・準備期間 ・後片付け期間 ・夏季休暇（3日間） ・年末年始休暇（6日間） ・工場製作のみの期間 ・工事事務等による不稼働期間 ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

森林整備関係事業における土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 正誤表（令和8年7月28日付け）

誤	正
・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間 なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の、 ） また、なお、月単位の週休2日の場合において発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の、 ） 2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 （対象工事） 第3条 森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の工種区分「森林整備」を適用する工事とする。ただし、以下の案件については対象外とする。 契約工期が、50日未満の工事 現場閉所困難な工事 （入札公告等への明示） 第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（経費補正あり）（週単位）」である旨を明示する。	・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間 なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の、 ） また、月単位の週休2日の場合において発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の、 ） 2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 （対象工事） 第3条 森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の工種区分「森林整備」を適用する工事とする。ただし、以下の案件については対象外とする。 契約工期が、50日未満の工事 現場閉所困難な工事 （入札公告等への明示） 第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（経費補正あり）（週単位）」である旨を明示する。

誤	正
（経費の計上） 第5条 当初設計における週休2日制に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の ）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率）を計上するものとする。 2 受注者は、週単位の週休2日に取り組むことを希望するかについて、工事着手前に発注者へ様式1により報告するものとする。 取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。 3 工事の精算にあたり、週単位の週休2日に取り組むことを希望しない場合、または、週単位の週休2日は達成できなかったものの、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の補正係数（別紙1の ）に減額変更するものとする。 また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更する。 4 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含む。 なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日の週または月で現場閉所日数を算定すること。 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。	（経費の計上） 第5条 当初設計における週休2日制に関する経費は、週単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の ）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率）を計上するものとする。 2 受注者は、週単位の週休2日に取り組むことを希望するかについて、工事着手前に発注者へ様式1により報告するものとする。 取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。 3 工事の精算にあたり、週単位の週休2日に取り組むことを希望しない場合、または、週単位の週休2日は達成できなかったものの、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の補正係数（別紙1の ）に減額変更するものとする。 また、月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更する。 4 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含む。 なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日の週または月で現場閉所日数を算定すること。 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。